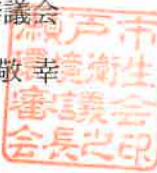


令和3年3月12日

瀬戸市長 伊藤 保徳 様

瀬戸市環境衛生審議会
会長 小林 敬幸



一般廃棄物処理費用にかかる適正負担について（答申）

平成31年2月18日付け30瀬環第948号により本審議会に諮問がありました標記の件について、当審議会において慎重かつ十分な審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

瀬戸市の一般廃棄物処理に係る現状把握及び課題の整理を行い課題解決に向けて取り組んできたが、瀬戸市一般廃棄物処理基本計画（平成26年度～令和5年度）に掲げた目標達成に向け、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた適正負担及び住民の意識改革を進めるため、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年環境省告示第7号）に従い、一般廃棄物処理費の有料化の推進を早期に図られたい。

なお、有料化の推進に向けた検討は以下の付議事項に留意して行うものとし、その経過を随時本審議会へ報告されたい。

<付議事項>

- (1) 瀬戸市一般廃棄物処理基本計画に掲げる目標を達成するために、一般廃棄物処理の有料化の推進と併せて、引き続き本計画に掲げる施策を推進する。
- (2) 有料化の制度設計は、社会情勢や本市の一般廃棄物の排出特性、家庭ごみ処理費適正負担調査等報告書（令和2年2月、瀬戸市）の結果等を踏まえて行うこと。
- (3) 一般廃棄物処理の有料化を円滑に導入及び実施するために、住民や事業者への説明を十分に行うこと。
- (4) 一般廃棄物処理の有料化の導入に伴い懸念される不適正排出や不法投棄などの課題について必要な対策を行うこと。
- (5) 効果のある有料化制度の実施を図るため、制度の実施状況及びその効果について毎年点検を行うとともに、点検結果を踏まえた制度の評価及び見直しを概ね5年に一度行うこと。

以上